

「遠隔授業中における学研災の適用について」

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対応のために実施される遠隔授業（面接授業に限らず、自宅における遠隔授業や、授業中に課すものに該当する課題等）のうち、学校が正課中として認めるものについては学研災の補償対象となります。

※以前ご案内しておりました、正課中であることの証明としてログ記録を残したり配信時間を指定する等のご対応は不要です。

◎遠隔授業を正課中と認めるにあたり、以下の点をご留意ください。

- 授業担当教員の各授業ごとの指導計画(シラバス等)の下に実施されていること。
- 授業担当教員が、オンライン上での出席管理や、確認的な課題の提出などにより、当該授業の実施状況を十分把握していること。
- 学生一人一人へ確実に情報を伝達する手段や、学生からの相談に速やかに応じる体制が確保されていること。
- 大学等として、どの授業科目が遠隔授業等で実施されているかなど、個々の授業の実施状況について把握していること。

【保険金請求時の対応について】

- 保険金請求書の大学証明欄に不備なく署名・捺印をいただければ正課中にあったものとしてご対応いたします。
- 保険金請求書の活動形態欄の「正課 ④その他」に「オンライン」と記入いただき、証明は正課の担当教員に証明をいただくようお願いいたします。
- 出席管理等については記録等の提出を必須ではありませんが、死亡や後遺障害等の重大事故が発生した場合はご提出をお願いすることがあります。なお、事故状況に疑義が生じる場合は個別に上記以外の資料等のご提出をお願いする場合があります（従来同様）。